



各 位

会社名 株式会社KVK
 代表者名 代表取締役社長 末松 正幸
 (コード番号 6484)
 問い合わせ先 総務部長 北川 喜一
 (TEL 0574-55-0005)

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」および「補欠監査役1名選任の件」を、2019年6月21日開催予定の当社第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(選任方法) 第31条 (条文省略) (新設) (新設)	(選任方法) 第31条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期) 第32条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第32条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、第31条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

(3) 実施予定日

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年6月21日(予定)

定款変更の効力発生日 2019年6月21日(予定)

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴
かわむら かずたか 川村 一孝 (1962年6月26日生)	1999年3月 公認会計士登録 1999年4月 川村会計事務所開設(現任) 2002年9月 新日本監査法人入所 2005年2月 税理士登録 2006年12月 新日本監査法人退所 2007年7月 監査法人東海会計社入所 2010年7月 同法人代表社員就任(現任) 現在に至る

(注) 1. 川村一孝氏は、新任の補欠社外監査役候補者であります。

2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 同氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計財務及び税務に関する相当程度の経験・見識を有しているためであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

4. 同氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

5. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任された場合には独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上